



# パワハラ「指導か暴言か」

## 岐阜市議会 2016年6月議会 松原のりかず質問

6月16日から中日新聞で「パワハラをなくすには」という特集が組まれています。県内行政機関や民間企業でパワーハラスメントの訴え急増。岐阜県労働局へ寄せられた、いじめ、嫌がらせの件数は2015年度に1200件を超え、8年間で約3倍となり、心の病や自殺も後を絶たない。指導かパワハラかその境目が見えにくい。と報道しています。

県で起きた事件では、地方公務員災害補償基金県支部が不適切な指導・長時間労働による公務災害と認めた。1月裁判でも県が9600万円を支払い和解。知事や上司6人が減給などになった。ところが、3月議会で県民クラブの県議が「今年、県庁の有望な管理職が精神疾患で出勤できなくなっている。上司から厳しい指導を受けていた」と質問。昨年12月に自殺をめぐる労務管理をただしたが、問題が繰り返されていることを指摘した。知事は「12月議会指摘にもかかわらず、事案発生に、私自身も大変反省しています。」と県トップが陳謝する異例の事態。

### 年平均1人が自殺する 岐阜市役所の **異常** 全国平均は0.44人

6月19日の報道は、岐阜市の伊藤哲さん元公園室長の事件の裁判報道がされています。6月13日に岐阜地裁を、私も傍聴させて頂きました。この本会議場の中には、さすがに、「おまえ」「てめえ」と部下に対して言われる部長はいないと思いますが、苗字・名前の呼び捨てが在るとすると、これも人格の否定と言えます。

60年安保闘争時代の三池闘争の「さん付け、くん付け」運動では、炭鉱の会社員を管理職が呼び捨てにしていることに抗議し「1人の人間として扱え、人格を尊重せよ」と名前に「さん」や「くん」を付けなければ返事をしない運動を労働組合が行ないました。半世紀も前の話です。

19日の中日新聞は「元上司はパワーハラスメントを否定」と報道しています。裁判終盤に長良公園遊具に関する決裁文書が話題になりました。公園室長(課長)の伊藤さんの印が押されないまま上司に決裁印が押され続け、最後に伊藤さんの印を押させた事態です。元上司は「室長のプライドもあるだろうから、室長の印を押させるように部下に言った」と証言しています。裁判官からは「このような事は、岐阜市役所では普通にあることですか」と質問が出ました。弁護士より厳しい裁判官質問が続きました。

裏面につづく



連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

表面からのつづき

## プライド とは 「上司のプライド」ではなかったか・・・？

「印を押させるように部下に言った」元上司は、伊藤さんの体調（当時精神的に不安定）が悪いことを認識していたと思われます。伊藤さんのプライドの心配と同時に命の心配を、なぜ出来なかったのか。と、傍聴席からのささやきがありました。

### 行政部長 に 2点の **実現** について伺います **質問**

- 1 パワハラは「本人の意図には関係なく、相手を不快にさせるなど精神的・身体的に苦痛を与える行為」との定義を、より具体的に「長時間の起立の**指導**の禁止・両者とも着座で話す」「部下を呼ぶときは、くん、さん、や職名を付けて呼ぶ」など記載した研修書を作成し「**指導**」名目の「パワハラ行為」を禁止すること。
- 2 他市のパワハラ防止週間などの取り組みに学び、庁舎内外に岐阜市としてのパワハラ防止運動を明らかにし、具体事例検証などを通じて防止運動の定着を強化すること。

#### トップの顔色うかがうのが目的化 ・ 不満は部下へ向かう！

6月20日の中日新聞は、こう取材しています。「大企業グループや自治体など、組織を知らないトップが外から来るケースで、パワハラは起きやすい。管理職らはトップの顔色をうかがうのが目的化し、不満が部下へ向かう。パワハラを防ぐにはトップが『パワハラは許さない』とメッセージを出すことが必要です。」「問題となったケースで組織トップにその自覚があったことはほとんどない。最も大切なのは、トップの意識を変えること。」・・・さて、あなたの近くに・・・？



松原のりかず  
☎058-253-2500